

## 保証対象外業種一覧

信用保証の対象となる中小企業者は特定事業を行うものでなければなりません。下表の業種については、特定事業に該当せず、信用保証の対象外となりますのでご注意ください。

対象外業種	備 考
農業、林業、漁業	ただし、以下の場合については製造業に該当するものとして <b>保証対象</b> となる <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「茶作農業」（製造加工設備を有し、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る）</li> <li>・ 「もやし栽培農業」（製造加工設備を有するものに限る）</li> <li>・ 「蚕種製造業」（製造加工設備を有するもの）</li> <li>・ 「蚕種製造請負業」（製造加工設備を有するもの）</li> <li>・ 「製薪炭業」（製造加工設備を有するものに限る）</li> <li>・ 「薪請負製造業」、「炭焼請負業」及び「炭質焼業」（いずれも製造加工設備を有するものに限る）</li> <li>・ 「鶏卵ふ化業」（人工ふ卵設備を有するものに限る）</li> <li>・ 農家、漁家などが、主として他から購入した原材料を使用し、かつ、製造に要する設備を有し、これにより製造加工を行っているもの。また、主として自家生産あるいは取得に係る原材料を使用している場合であっても、製造に有する設備を有し、これにより製造加工を行っているとき。</li> <li>・ 作業所内において工場の生産設備をもって行う菌床栽培方式によるきのこの生産を行う事業</li> <li>・ 作業所内において工場の生産設備をもって行う苗床栽培方式によるかいわれ大根の生産を行う事業</li> <li>・ 養殖から加工までを一貫作業として行う真珠養殖業</li> </ul>
金融・保険業	ただし、「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」は <b>保証対象</b> となる
性風俗関連特殊営業	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という)第2条5項に規定する性風俗関連特殊営業であり、以下のような業態を指す <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「店舗型性風俗特殊営業」  1. ソープランド等 / 2. 店舗型ファッションヘルス等  3. ストリップ劇場、ポルノ映画館等 / 4. モーター、ラブホテル等  5. アダルトショップ、個室ビデオ等 / 6. 出会い系喫茶等、その他</li> <li>・ 「無店舗型性風俗特殊営業」  1. 派遣型ファッションヘルス等 / 2. アダルトビデオ等通信販売営業等</li> <li>・ 「映像送信型性風俗特殊営業」  インターネットを利用した画像配信等</li> <li>・ 「店舗型電話異性紹介営業」  テレホンクラブ等</li> <li>・ 「無店舗型電話異性紹介営業」  ツーショットダイヤル等</li> </ul>
公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのある飲食店	風営法第3条1項の適用を受ける風俗営業を営むもので、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのある飲食店 〔風営法に規定する風俗営業/飲食店〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャバレー、待合、料理店、カフェー等で客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業</li> <li>・ 低照度のバー、喫茶店 ・ 区画席のバー、喫茶店</li> </ul>
集金業、取立業	ただし、公共料金またはこれに準ずるものに係るものは <b>保証対象</b> となる
政治・経済・文化団体	
宗教	

令和3（2020）年5月15日より、従来は保証対象外であった業種も**保証対象**となりました。

- ・ 公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのない風俗営業 ・ まあじゃん屋、ぱちんこ屋
- ・ ゲームセンター、スロットマシン、ダーツバー ・ 興信所 ・ 易断所、観相業、相場案内業（けい線屋）
- ・ 競輪・競馬等の競走場、競技団 ・ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業
- ・ その他の遊戯場 ・ 芸ぎ業(置屋及び検番を除く)、芸ぎ周旋業